


# 大規模災害時の災害減免基準について

# 1 災害時に適用される個人住民税・所得税 における各種制度の概要

## 災害時に適用される納税(徴収)猶予、納期限の延長、減免、雑損控除

|              | 所得税  | 個人住民税   |
|--------------|--|---|
| 納税(徴収)<br>猶予 | 災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。(国税通則法第46条)   | 災害により納税者等が地方団体の徴収金を一時に納付することができない場合において、その納付できないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。(地方税法第15条)  |
| 納期限の<br>延長   | 国税庁長官は災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内を限り、期限を延長することができる。(国税通則法第11条)   | 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、条例の定めるところにより期限を延長することができる。(地方税法第20条の5の2)   |
| 減免           | 災害により自己の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の50%以上である者で、被害を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であるものは、 <u>雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免除を受けることができる。</u> (災害減免法第2条)   | 災害その他特別の事情がある場合において地方税の減免を必要とすると認める者等に限り、 <u>当該地方団体の条例の定めるところにより、減免することができる。</u> (地方税法第323条)<br><div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                  具体的な減免に関する取扱い例を技術的助言として通知(P3参照)             </div> |
| 雑損控除         | 住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合、災害関連支出の金額がある場合には、次の金額を所得控除できる。(所得税法第72条)<br>次のいずれか多い方の金額<br>①(災害損失の額+災害関連支出の金額)－年間所得金額×10%<br>②災害関連支出の金額－5万円<br><br>※その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除可能。 | 所得税と同様の措置を実施。<br>(地方税法第34条、第314条の2)   |

(注)所得税は、確定申告において、減免又は雑損控除のどちらか有利な方を選択することとなる。

# 「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」

(平成12年自治事務次官通知)

## 第3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

### 2 市町村税関係

#### (1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税（法323、45）

(ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 事 由                                      | 軽減又は免除の割合 |
|--|-----------|
| 死亡した場合                                   | 全 部       |
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者 | 全 部       |
| 障害者（法292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合      | 10分の9     |

(イ) その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（略）が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 損害程度<br>合計所得金額 | 軽減又は免除の割合         |            |
|----------------|-------------------|------------|
|                | 10分の3以上10分の5未満のとき | 10分の5以上のとき |
| 500万円以下であるとき   | 2分の1              | 全 部        |
| 750万円以下であるとき   | 4分の1              | 2分の1       |
| 750万円を超えるとき    | 8分の1              | 4分の1       |

## (参考)災害減免措置の比較

| 損害の程度<br>(住宅又は家財<br>が受けた損害の<br>金額) | 災害減免通知<br>(住民税) |               |                | 災害減免法<br>(所得税) |               |                |
|------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
|                                    | 前年中の合計所得金額      |               |                | 合計所得金額         |               |                |
|                                    | ~500万円          | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 | ~500万円         | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 |
| 0~1/10                             |                 |               |                |                |               |                |
| 1/10~2/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 2/10~3/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 3/10~4/10                          | 1/2             | 1/4           | 1/8            |                |               |                |
| 4/10~5/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 5/10~6/10                          | 全部              | 1/2           | 1/4            | 全部             | 1/2           | 1/4            |
| 6/10~7/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 7/10~8/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 8/10~9/10                          |                 |               |                |                |               |                |
| 9/10~10/10                         |                 |               |                |                |               |                |

(ウ)~(エ) (略)

## 災害減免等の過去の経緯

●: 国税の動き

○: 地方税の動き

昭和14年 ●旧災害減免法の成立

昭和22年 ●旧災害減免法の全部改正により災害減免法が成立

※以後、災害減免法を改正し、減免措置の対象となる合計所得金額を随時引き上げ(平成7年に現行の1,000万円以下となる)

昭和25年 ○地方税法の各税目に納期限の延長、減免の規定を追加

●所得税において雑損控除を創設

昭和26年 ○地方税法に徴収猶予の規定を追加

※国税徴収法の改正に歩調を合わせたもの

昭和28年 ○「災害に伴う地方税の減免措置等について」(昭和28年自治庁次長通達)を通知

※災害時の個人住民税の減免の具体的な取扱いについて初めて通知(災害減免法に基づく所得税の減免措置を踏まえて記載)

昭和37年 ○個人住民税において雑損控除を創設

昭和38年 ○地方税法において納期限の延長を総則に規定

※災害等の場合には申告等の期限も延長できるよう制度を拡充

昭和39年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(昭和39年自治事務次官通知)を通知

※昭和28年通達の内容に、災害等の場合の申告等の期限延長に係る具体的な取扱い(延長期限は災害のやんだ日から2月以内等)を追加

平成12年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年自治事務次官通知)を通知

※地方分権一括法の施行に伴い、技術的助言に改正(昭和39年通知は廃止)

## 2 地方団体における大規模災害時の対応

## 大規模災害時において罹災証明書を活用した減免基準を設けた例

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けた例がある。
- 例えば、仙台市などでは、総務省通知に基づく災害減免基準を条例・規則に定めつつ、大規模災害時における特例を別途定めている。

| 損害の程度<br>(住宅又は家財<br>が受けた損害の<br>金額) | 災害減免通知<br>(住民税) |               |                | 災害減免法<br>(所得税) |               |                | 罹災証明書による<br>住宅被害<br>の程度<br>※ | 損害<br>割合   | 仙台市(東日本大震災の特例)<br>広島市(特定災害の特例) |               |                | 熊本市<br>(熊本地震の特例) |               |                | 北海道厚真町<br>(北海道胆振東部地震の特例) |               |                |
|------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------------------------|------------|--------------------------------|---------------|----------------|------------------|---------------|----------------|--------------------------|---------------|----------------|
|                                    | 前年中の合計所得金額      |               |                |                |               |                |                              |            | 前年中の合計所得金額                     |               |                | 前年中の合計所得金額       |               |                | 前年中の合計所得金額               |               |                |
|                                    | ~500万円          | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 | ~500万円         | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 |                              |            | ~500万円                         | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 | ~500万円           | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 | ~500万円                   | 500~<br>750万円 | 750~<br>1000万円 |
| 0~1/10                             |                 |               |                |                |               |                | 一部損壊                         | ~<br>10%   |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 1/10~2/10                          |                 |               |                |                |               |                | 一部損壊<br>(準半壊)                | 10~<br>20% |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 2/10~3/10                          |                 |               |                |                |               |                | 半壊                           | 20~<br>40% | 1/2                            | 1/4           | 1/8            | 1/2              | 1/4           | 1/8            | 1/2                      | 1/4           | 1/8            |
| 3/10~4/10                          | 1/2             | 1/4           | 1/8            |                |               |                |                              |            | 大規模半壊                          | 40~<br>50%    |                |                  |               | 3/4            | 3/8                      | 3/16          |                |
| 4/10~5/10                          |                 |               |                |                |               |                | 全壊                           | 50%<br>以上  |                                |               | 全部             | 1/2              | 1/4           | 全部             | 1/2                      | 1/4           | 全部             |
| 5/10~6/10                          |                 |               |                |                |               |                |                              |            |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 6/10~7/10                          |                 |               |                |                |               |                |                              |            |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 7/10~8/10                          | 全部              | 1/2           | 1/4            | 全部             | 1/2           | 1/4            |                              |            |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 8/10~9/10                          |                 |               |                |                |               |                |                              |            |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |
| 9/10~10/10                         |                 |               |                |                |               |                |                              |            |                                |               |                |                  |               |                |                          |               |                |

※市町村は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付内閣府(防災担当)通知)等に基づき、住宅の被害の程度について判定することとなっている。

# 災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

## ■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和2年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

## ■災害の被害認定基準等

| 被害の程度  | 全壊※1  | 大規模半壊※2        | 半壊※3           | 準半壊※4          | 準半壊に至らない（一部損壊） |
|--|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 損害基準判定（住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合） | 50%以上 | 40%以上<br>50%未満 | 20%以上<br>40%未満 | 10%以上<br>20%未満 | 10%未満          |

※1 全壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※3 半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊を除く）

※4 準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。



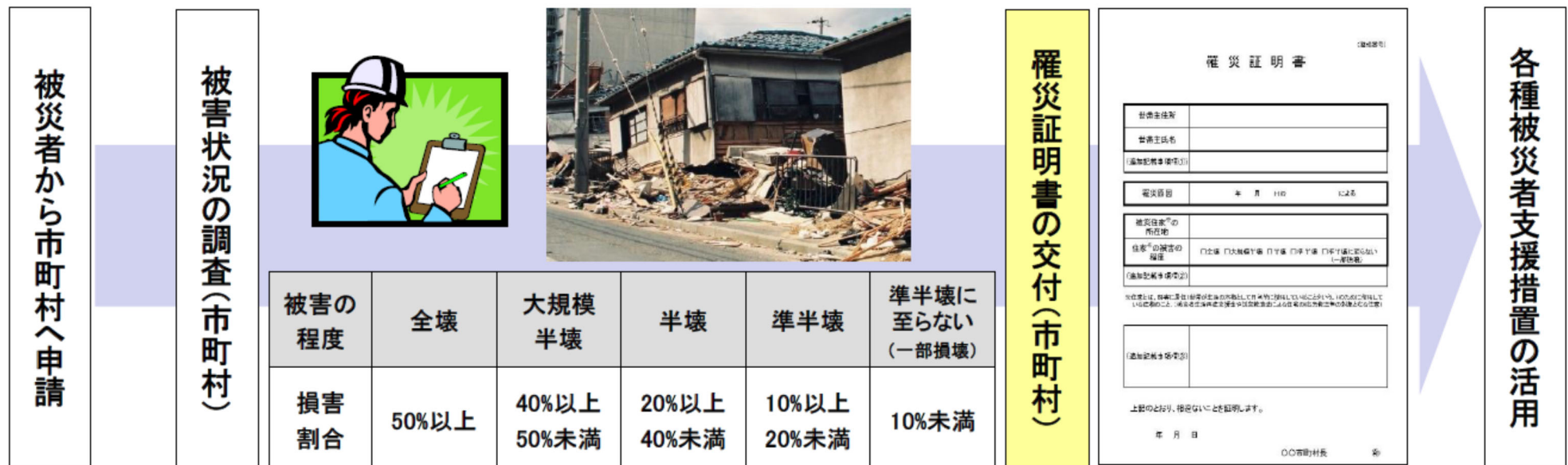
# 罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

## ＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



## 検討の方向性

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることは、合理的な対応と考えられる。
- 他方で、総務省通知はあくまで取扱い例を参考で示すものであるが、罹災証明書の活用に関する記載がないことから、そうした独自の取組を行うことについて、ためらいがあるとの意見もある。
- こうしたことを踏まえ、大規模災害時において、迅速な減免認定を行う必要がある場合等には、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることも考えられる旨を、総務省通知に明記することが考えられるか。